

今年4月から施行した「琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり中小企業・小規模企業振興基本計画の策定を進めています。

1 目的

町内中小企業・小規模企業の安定経営と地域経済の持続的発展を図るもの。

2 委員構成

琴浦町商工会(会長・青年部長・女性部長・事務長)、金融機関、教育機関、倉吉公共職業安定所、琴浦町、県商工労働部(オブザーバー)

3 計画の概要

基本的施策及び重点的施策の課題と取組について

(1) 基本的施策(条例第5条)

経営の安定及び革新、経営基盤の整備、新事業の創出及び起業支援、資金調達の円滑化、人材育成・確保及び雇用、労働環境の改善、事業承継の促進、支援・連携ネットワークの構築、情報の収集及び提供

(2) 重点的施策

地域内の経済循環の促進、琴浦ブランド化の推進と販路拡大

4 開催概要

(1) 第1回検討委員会

ア 開催日 令和元年8月27日

イ 内容

(ア) 基本条例の概要について説明

(イ) 基本計画検討委員会設置について

(委員長 馬野商工会長、副委員長 山口副町長を選任)

(ウ) 基本計画(案)について(原案をもとに意見交換)

○主な意見

- ・ しごとプラザ琴浦の取組を全面に出しては(人手不足の深刻さを記載)
- ・ サテライトオフィスなど関係人口の増加に向けた取組をしては
- ・ 高校の就職担当の先生ともっと連携しては
- ・ ふるさとに愛着が持てるような取組をもっと増やしては

5 今後のスケジュール

- ・ 令和元年10月 第2回検討委員会(以後2回程度)
- ・ 令和2年1月 パブリックコメント実施
- ・ 令和2年2月 計画策定予定